

## 争議行為の予告通知の公表

日本赤十字労働組合茨城県本部 後藤 繁 執行委員長から、平成29年6月6日、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成29年6月9日

茨城県知事 橋本 昌

### 1 事 件

夏期一時金等に関する事項

### 2 争議行為の日時

平成29年6月20日（火）午前0時から、本件の完全解決に至るまでの期間

### 3 争議行為の場所

組合員が従事する全職場

- |                 |                  |
|-----------------|------------------|
| 1) 水戸赤十字病院      | 水戸市三の丸3-12-48    |
| 2) 古河赤十字病院      | 古河市下山町1150       |
| 3) 茨城県赤十字血液センター | 東茨城郡茨城町桜の郷3114-8 |
| 4) 茨城県支部乳児院     | 水戸市小吹町2673-1     |

### 4 争議行為の概要

上記3にいう場所の全体にわたり、あらゆる形の争議行為